令和4年3月1日 放送大学学園規程第1号

(設置)

第1条 放送大学学園に、放送大学学園の中期計画(以下「中期計画」という。)の進捗状況等の管理を行うとともに、中期計画に基づく業務実績に関する適正な評価を行うため、放送大学学園中期計画管理・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

- 第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。
 - 一 中期計画の進捗状況等の管理に関すること。
 - 二 中期計画に基づく業務実績に係る評価結果の原案の作成に関すること。
 - 三 その他中期計画に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 総務担当の理事
 - 二 理事長が指名する理事
 - 三 学長が指名する副学長
 - 四 学長が指名する教授又は准教授
 - 五 事務局長
 - 六 審議役
 - 七 部長
 - 八 参事役
 - 九 その他理事長が指名する者

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、総務担当の理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。 (委員以外の出席)
- 第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総合戦略企画室において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この規程は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 放送大学学園業務運営計画・評価委員会規程(平成21年放送大学学園規程第1号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の日以降、旧規程第2条第2号に掲げる事項についての審議は、委員会が行う。
- 4 令和4年度を始期とする中期計画の変更に係る原案の作成についての審議は、委員会が行う。